

福井県空き家管理代行サービス事業者登録制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、福井県空き家適正管理促進事業補助金交付要領に基づき管理代行サービスの業務を行う事業者の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

(1) 空き家

空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)第2条第1項に規定する空家等

(2) 空き家所有者等

空き家の所有者または市町がこれに準じる者として取り扱う者

(3) 登録事業者

第3条の規定に基づき、登録を受けた事業者

(4) 管理代行サービス

空き家所有者等と委託契約を締結した登録事業者が空き家の維持管理のため、定期的な状況確認、点検、清掃、空き家所有者等への報告などを行うものをいう

(5) 契約書等

空き家所有者等と登録事業者間で契約締結時に取り交わす契約書または約款

(登録)

第3条 知事は、次の各号に該当する事業者を登録事業者として登録するものとする。

(1) 次のいずれかに該当するもの

ア 法人格を有する団体

イ 第2項に定める各種士業法に基づき事務所登録や業の許可、免許を受けた個人または団体

ウ 市町と連携協定を締結する団体

エ その他知事が認める団体

(2) 管理代行サービスを提供する際、次のすべてに該当するもの

ア 契約書等に契約内容(契約期間、作業内容・頻度、作業ごとの料金、契約更新方法、解約方法)が分かりやすく記載されている

イ 契約書等に損害賠償に関する記載がある

ウ 契約書等に個人情報の取扱いに関する記載がある

エ 空き家の鍵の管理体制が整っている

オ 業務にあたっての作業時間を記録している

カ 契約締結に先立ち、ア～ウに掲げる内容を対面、電話等の手段により直接説明しているか、ウェブ等で公開している

- (3) 空き家の管理代行サービスの業務において、登録事業者として責務を遵守し実施することを宣誓できること
 - (4) 県税および市町村税を滞納していないこと
 - (5) 複数の市町で管理代行サービスの業務を行おうとするものであること
- 2 前項(1)イの各種士業法は以下のとおりとする。
- (1) 弁護士法(昭和24年法律第205号)
 - (2) 司法書士法(昭和25年法律第197号)
 - (3) 行政書士法(昭和26年法律第4号)
 - (4) 土地家屋調査士法(昭和25年法律第228号)
 - (5) 弁理士法(大正10年法律第100号)
 - (6) 海事代理士法(昭和26年法律第32号)
 - (7) 税理士法(昭和26年法律第237号)
 - (8) 社会保険労務士法(昭和43年法律第89号)
 - (9) 公認会計士法(昭和23年法律第103号)
 - (10) 技術士法(昭和58年法律第25号)
 - (11) 建築士法(昭和25年法律第202号)
 - (12) 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)
 - (13) 中小企業支援法(昭和38年法律第147号)
 - (14) 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)
 - (15) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)
 - (16) 建設業法(昭和24年法律第100号)
- 3 第1項(5)の規定は、単独の市町で管理代行サービスの業務を行おうとする事業者で、当該市町において空き家適正管理代行サービス事業者登録制度がない場合は適用しない。
- 4 第1項の登録は空き家適正管理促進事業の終了をもって効力を失う。

(登録の申請)

第4条 前条第1項の規定による登録を受けようとする者は、次の申請書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 空き家管理代行サービス事業者登録申請書(様式第1号)
- (2) 契約書等に関する確認書(様式第2号)
- (3) 宣誓書(様式第3号)
- (4) 法人登記の写し(前条第1項(1)アに該当する場合)または各種士業法に基づく事務所登録や許可、免許を受けていることを証明する書類の写し(前条第1項(1)イに該当する場合)
- (5) 県税の全項目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書

(6) 業務を行おうとする市町の市町村税の全項目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書

(7) その他必要と認められる書類

2 前項(5)および(6)の申請書類は、公益性が高く、収益事業を行わない次の団体である場合は提出を要しない。

(1) 法人で、法人二税が非課税である団体

(2) 任意団体で、収益事業を行わず法人二税が非課税である団体

(3) 収益事業を行わないため、法人県民税の均等割のみ課税され、かつ減免を受けた団体

(登録の決定)

第5条 知事は登録を決定したときは、空き家管理代行サービス事業者登録通知書(様式第4号)により当該事業者へ通知するものとする。

(登録事項の変更)

第6条 登録事業者は、事業者登録申請書に記載した内容について、変更があったときには、速やかに空き家管理代行サービス事業者登録事項変更届出書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 前項による変更において、業務を行おうとする市町が増える場合は、その市町の市町村税の全項目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書を提出しなければならない。

(空き家管理代行サービスの実績に関する報告)

第7条 登録事業者は、管理代行サービスの業務を行った場合は、業務を行った翌年度の5月末までに登録事業者実績書(様式第6号)を知事に提出するものとする。

(登録事業者名簿)

第8条 知事は、空き家管理代行サービス事業者登録名簿(様式第7号)を作成し、業務範囲の市町に送付するとともに、県のホームページ、その他の手段により公表するものとする。

(登録事業者の責務)

第9条 登録事業者は、空き家管理代行サービス登録事業者である事を自覚し、空き家所有者等が安心して管理代行サービスを利用できるように誠意をもって良心的に業務を履行しなければならない。

2 登録事業者は、管理代行サービスの際に知り得た家屋の情報等を他に漏らしてはならない。

- 3 登録事業者は、県などが行う管理代行サービスに係る普及啓発活動に積極的に協力するように努めなければならない。

(登録の取り消し)

第10条 知事は、登録事業者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、登録を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する登録要件を欠いた場合
- (2) 前条に規定する事項に反していると認められる場合
- (3) 各種士業法等に違反した場合
- (4) その他知事が特に認める場合

(再登録)

第11条 前条の規定に基づき登録が取り消された事業者は、登録取消の日から1年間は、再登録を申請することができない。なお、知事が特に認めた場合はこの限りでない。

- 2 知事は、取り消された理由に応じ、再度同様な状況を生じる恐れがあると考えられる場合は、再登録を認めないことができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるものの他、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

様式第 1 号

福井県空き家管理代行サービス事業者登録申請書

年 月 日

福井県知事 様

申請者

登録事業者名

代表者氏名

福井県空き家管理代行サービス事業者登録制度要綱第 4 条の規定に基づき事業者の登録を申請します。この申請書および添付書類の記載事項は、事実と相違ありません。

また、記載事項を一般に公開することについて、同意します。

登録の内容	フリガナ 事業者名	
	所在地	〒 —
	電話	
	F A X	
	E-mail	
	業務を行おうと する市町	

添付書類

- ・ 契約書等に関する確認書（様式第 2 号）
（必要に応じて約款の写しや業務マニュアル等も添付のこと）
- ・ 宣誓書（様式第 3 号）
- ・ 法人登記の写しまたは各種土業法に基づく事務所登録や許可、免許を受けていることを証明する書類の写しの写し
- ・ 県税の全税目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書または納税状況の確認に関する同意書
- ・ 業務を行おうとする市町の市町村税の全項目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書

様式第 2 号

契約書等に関する確認書

空き家管理代行サービスの業務の登録に関して、下記のとおり確認しました。

	確認事項	記載書類等	掲載ページ
1	契約期間		
2	作業内容		
3	作業頻度		
4	作業ごとの料金		
5	契約更新方法		
6	解約方法		
7	損害賠償		
8	個人情報の取扱い		
9	鍵の管理体制		
10	作業時間の記録		
11	説明方法		

- ※ 「記載書類等」の欄は、記載を確認できる書類の名称（契約書ひな型、約款、業務マニュアル等）を記載してください。11については、ウェブで公開している場合はその URL を記載してください。
- ※ 「掲載ページ」の欄は、記載書類が複数ページである場合に、そのページ番号を記載してください。
- ※ 1～8については、契約書のひな型または約款等に記載があることを確認してください。
- ※ 9,10については、契約書のひな型、約款または業務マニュアル等に記載があることを確認してください。
- ※ 11については、業務マニュアル等に記載があるか、1～8についてウェブ等で公開していることを確認してください。
- ※ 記載を確認できる書類の写しを添付してください。

様式第3号

宣 誓 書

私は、福井県空き家管理代行サービス事業者登録制度の登録事業者として、県民が安心して空き家管理代行サービスを依頼できるよう、誠意をもって良心的に業務にあたることを誓います。

また、県内の空き家の適正管理を促進するために県や市町などが行う各種活動に協力します。

年 月 日

事業者名 _____

代表者氏名 _____

様式第4号

建 第 号
年 月 日

様

福井県知事

福井県空き家管理代行サービス事業者登録通知書

福井県空き家管理代行サービス事業者登録制度要綱第5条の規定により登録しましたので通知します。

記

- 1 事業者の名称
- 2 登録番号 第 号
- 3 登録年月日 年 月 日
- 4 業務を行おうとする市町

様式第5号

福井県空き家管理代行サービス事業者登録事項変更届出書

年 月 日

福井県知事 様

申請者

登録事業者名

代表者氏名

変更内容	変更前	変更後
フリガナ 事業者名		
所在地		
電話		
F A X		
E - m a i l		
業務を行おうとする市町		

※ 業務を行おうとする市町が増える場合は、その市町の市町村税の全項目に滞納がないことを証明事項とする納税証明書を提出してください。

様式第 6 号

登録事業者実績書				
		年 月 日		
福井県知事 様				
申請者				
登録事業者名				
代表者氏名				
空き家管理代行サービスの実績		物件名	所在市町	実施日
	1			
	2			
	3			
	4			
	5			
	6			
	7			
	8			

※ 行が足りない場合は追加してください。

※ この実績書は、登録後、毎年度 5 月末までに前年度の空き家管理代行サービスの実績を記入し提出してください。(実績がない場合は、提出の必要はありません。)

※ 「物件名」は物件の区別がつく程度の記載でかまいません。(「A様邸」のように伏字でも可)

※ 「実施日」は、「6/10、8/12、10/11」のように物件単位で実施した月日を列記してください。

